

# 各種届出について

---

令和7年度指定障害福祉サービス事業所に係る集団指導  
鳥取県中部県民福祉局福祉課

# 変更届出書

---

事業所の名称、所在地、運営規程その他厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合、変更が生じた日から**10日以内**に届出を行う。

※10日を過ぎてから届出を提出する事業所が散見されます。

10日を過ぎて提出を行う場合、遅延理由書(任意様式)の添付が必要になります。

## <必要書類例>

・サビ管、児発管の変更 → 研修修了証(基礎、実践、更新、相談支援初任者研修それぞれの研修修了証が必要です。更新研修や実践研修の修了証だけでは要件が確認できません。)、資格証、実務経験証明書、経歴書、勤務形態一覧表、組織図等

・主たる対象者の変更 → 運営規定、主たる対象者を特定する理由(参考様式7)

☆就労継続支援A型/B型、生活介護事業所、児童発達支援、放課後等デイサービスの定員が増加する場合は変更届ではなく、指定変更申請書を提出すること。

# 変更届出書

## <変更届出書が必要な主な事項>

- ①事業所(施設)の名称
- ②事業所(施設)の所在地(設置の場所)
- ③申請者(設置者)の名称
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名、住所
- ⑥定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は 条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)(役員の名、生年月日及び住所の変更を含む)
- ⑦事業所の平面図及び施設の概要
- ⑧事業所(施設)の管理者の氏名及び住所
- ⑨事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
- ⑩事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
- ⑪事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
- ⑫主たる対象者
- ⑬運営規程
- ⑭介護給付費等の請求に関する事項
- ⑮協力医療機関(協力歯科医療機関)の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関(協力歯科 医療機関)との契約内容

※⑥については就労継続支援A型事業所のみ

# 給付費・加算の届出

---

15日までの提出で翌月1日、16日以降に提出の場合、翌々月1日から適用。

<例>

10月13日に加算の届出を提出 → 11月1日から適用

10月16日に加算の届出を提出 → 12月1日から適用

※月途中で加算要件を満たさなくなった場合、速やかに満たさなくなった旨の届出が必要

・加配加算、専門職員配置加算等の届出は該当職員の資格証、勤務形態一覧表が必要

# 事故報告書

---

## <対象事業所>

指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設、指定障害児相談支援事業所

## <報告手順>

- ①事故等の応急措置後、速やか(遅くとも応急措置後**5日以内を目安**)に、事故報告書を電子メール等により報告先へ送付し、さらに電話により報告先に報告(**第一報**)。
- ②第一報後おおむね**2週間以内**に、報告書により、報告先に事故等の原因分析結果、再発防止策等を報告(**続報**)すること。

# 事故報告書報告先

事業所 所在圏域	報告先	電話・ファクシミリ	メールアドレス
中部	中部総合事務所 県民福祉局 福祉課	<電話> 0858-23-3128 <ファクシミリ> 0858-23-4803	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部	西部総合事務所 県民福祉局 福祉課	<電話> 0859-31-9314 <ファクシミリ> 0859-31-9639	tottoriseibufkt@pref.tottori.lg.jp

## 報告が必要な内容

⑨事故について事業所の過失は問わない！

事故等の区分	内 容
死亡	・ 明確な病死以外の死亡
負傷	・ 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合。 <u>（治療に要する期間が 30 日以上となるもの）</u>
感染症	・ 同一の感染症又は食中毒（疑い含む）による重篤患者が、1 週間以内に 2 名以上発生した場合。 ・ 同一の感染症又は食中毒（疑い含む）の患者が、10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。 ・ 前 2 項の内容に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、報告が必要であると事業所が判断した場合。
その他	・ 上記に該当しない負傷や感染症等に起因する事案で、利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）から苦情が出ている場合。 ・ 事業所の責に帰すべき事由により、利用者等の利益を害する事案（個人情報漏えい（疑い含む）等）が発生した場合。 ・ その他、報告が必要であると事業所が判断した場合。

# 様式の標準化

---

障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の改正が令和8年4月1日施行され、指定申請、変更等の届出について、厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が定める様式へ変更となります。

また、令和8年4月1日より、障がい福祉サービスのうち、障がい児も対象としているサービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者包括支援）について、指定（更新）する際の申請事項に「利用する障害児の推定数」が新たに追加されました。

厚生労働省HP 指定申請等の標準様式等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiyahukushi/seisansei/youshiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/seisansei/youshiki.html)

# 電子申請サービス

---

令和7年10月より、「とっとり電子申請サービス」で以下の内容について申請が可能となりました。

※窓口、郵送、電子メールでも引き続き受け付けています。

## 〈とっとり電子申請サービスで申請可能な書類〉

- ・新規指定申請に係る関係書類
- ・指定変更申請書及び関係書類
- ・給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び関係書類
- ・指定更新申請書及び関係書類
- ・休止・再開・廃止・指定辞退届出書及び関係書類
- ・障害福祉サービス等事故報告書
- ・運営指導事前調書及び添付書類
- ・指導及び監査の改善報告書及び関係書類
- ・処遇改善加算関係書類

## ○とっとり電子申請サービスURL

【中部圏域】 中部総合事務所 県民福祉局福祉課 0858-23-3128  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=18330](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18330)

【西部圏域】 西部総合事務所 県民福祉局福祉課 0859-31-9314  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=17735](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17735)

【障がい者施設入所】 鳥取県福祉保健部 障がい福祉課 0857-26-7193  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=12326](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12326)

【障がい児施設入所】 鳥取県子ども家庭部 子ども発達支援課 0857-26-7865  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=16779](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16779)